



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の書換交付の通報（畜産課）	1
土地改良区の清算人の退任の届出（村づくり計画課）	1
公共測量の実施の通知（村づくり計画課）	2
液化石油ガス販売事業者の認定（産業政策課）	2
建築基準法に基づく道路の変更（南部土木事務所）	2
建築基準法に基づく道路の位置の指定・3件（宮古土木事務所）	3
沖縄県証紙売りさばき人の指定の取消し（会計課）	4
公 告	
開発行為に関する工事の完了（建築指導課）	4
正 誤	
令和4年3月31日付け公報号外第5号中訂正	4

告 示

沖縄県告示第298号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書の書換交付をした旨の通報があった。

令和4年8月16日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

証明書番号	申請の事由	変更後	変更前
32047010025	種畜の飼養者の住所及び名称の変更	沖縄県国頭郡国頭村字安田1477番地 沖縄県家畜改良センター	沖縄県国頭郡今帰仁村字諸志2009番地5 沖縄県畜産研究センター
32047010026	種畜の飼養者の住所及び名称の変更	沖縄県国頭郡国頭村字安田1477番地 沖縄県家畜改良センター	沖縄県国頭郡今帰仁村字諸志2009番地5 沖縄県畜産研究センター

沖縄県告示第299号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により、次のとおり東風平町小城土地改良区から清算人が退任した旨の届出があった。

令和4年8月16日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

氏名	住所
金城繁	八重瀬町字小城83番地
仲座徳一	八重瀬町字小城430番地4

金城勝太郎	八重瀬町字小城106番地
仲座政義	八重瀬町字小城141番地
仲座明	八重瀬町字小城602番地
仲座壽雄	八重瀬町字小城130番地
神谷勲	八重瀬町字小城158番地
神谷清春	八重瀬町字小城375番地
神谷繁雄	八重瀬町字小城151番地
神谷秀明	八重瀬町字小城327番地 1

沖縄県告示第300号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄県八重山農林水産振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年8月16日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 石垣市地内（磯辺第1－1地区）
- 2 公共測量を実施する期間 令和4年8月19日から同年12月14日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第301号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第35条の6第1項の規定により、液化石油ガス販売事業者を次のとおり認定した。

令和4年8月16日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 名称 ヤマト生コン株式会社
- 2 代表者の氏名 代表取締役 久手堅憲明
- 3 所在地 うるま市字西原654番地1
- 4 認定の種別 第一号認定液化石油ガス販売事業者
- 5 認定年月日及び指令番号 令和4年7月11日 沖縄県指令商第65号

沖縄県告示第302号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、沖縄県南部土木事務所において閲覧に供する。

令和4年8月16日

沖縄県南部土木事務所長 金 城 利 幸

- 1 変更に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 変更の年月日 令和4年3月23日
- 3 変更前
 - (1) 道路の位置 豊見城村字嘉数東原456番14及び469番11
 - (2) 道路の延長及び幅員
 - ア 延長 33.44メートル
 - イ 幅員 6.05メートル

4 変更後

- (1) 道路の位置 豊見城市字嘉数東原469番1及び469番19
 - (2) 道路の延長及び幅員
 - ア 延長 33.42メートル
 - イ 幅員 6.07メートル～7.07メートル
-

沖縄県告示第303号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県宮古土木事務所において閲覧に供する。

令和4年8月16日

沖縄県宮古土木事務所長 上 原 正 也

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
 - 2 指定の年月日 令和4年2月25日
 - 3 指定に係る道路の位置 宮古島市平良字東仲宗根554番12、555番18、555番19及び555番20
 - 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 57.87メートル
 - (2) 幅員 6.07メートル
-

沖縄県告示第304号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県宮古土木事務所において閲覧に供する。

令和4年8月16日

沖縄県宮古土木事務所長 上 原 正 也

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
 - 2 指定の年月日 令和4年3月15日
 - 3 指定に係る道路の位置 宮古島市平良字西里西屋原954番14、954番16、955番15及び956番4
 - 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 59.63メートル
 - (2) 幅員 6.15メートル
-

沖縄県告示第305号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県宮古土木事務所において閲覧に供する。

令和4年8月16日

沖縄県宮古土木事務所長 上 原 正 也

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
 - 2 指定の年月日 令和4年3月29日
 - 3 指定に係る道路の位置 宮古島市平良字西仲宗根中添道1299番13
 - 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 39.23メートル
 - (2) 幅員 6.03メートル
-

沖縄県告示第306号

沖縄県証紙条例施行規則（昭和48年沖縄県規則第13号）第13条第1項の規定により、沖縄県証紙売りさばき人の指定を次のとおり取り消した。

令和4年8月16日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

名称	所在地	売りさばき所の所在地	取消し年月日
合同会社 s i r o b a k o	うるま市みどり町五丁目11番地20	名護市大南一丁目13番地11 (沖縄県北部合同庁舎内)	令和4年7月1日

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和4年8月16日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和3年10月20日 沖縄県指令土第652号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字翁長浜原841番17ほか2筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字翁長841番地18 高安大地、豊見城市字翁長841番地18 高安瑠菜
- 5 検査済証番号 令和4年8月1日 第4820号
- 6 工事完了年月日 令和4年6月30日

正 誤

令和4年3月31日付け公報号外第5号掲載の「沖縄県消費者行政連絡会議設置規程の一部を改正する訓令（沖縄県訓令第18号・沖縄県教育委員会教育長訓令第2号・沖縄県警察本部訓令第4号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
19	下から12	子ども生活福祉部高齢者福祉介護課在宅福祉推進班班長	子ども生活福祉部高齢者福祉介護課在宅福祉班班長

発行所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 有限会社 ドリーム印刷 〒901-0314 沖縄県糸満市字座波1065番地
--	--